

理工サークル連合規約

前文

理工サークル連合は、理工キャンパスで活動する学友会公認部会および未公認部会が、互いの所属連盟やその有無にかかわらず、互いの部会活動が円滑に行うことができるために、理工キャンパスにおける学友会関連施設の協同利用の協調をはかり、そして、各部会サークルが活動の自主性、独立性を尊重できる環境をめざす、大学の組織構成に関しては未公認の自主構成組織である。また、この連合が理工キャンパスで活動する学友会関連の全サークル部会の代表として相違の結集となるようこの連合の存在意義を確認し、この規約を定める。

第一章 総則

第1条 (名称)

本連合は中央大学理工サークル連合(以下本連合)と称し、本部を理工サークル棟(仮設サークル棟107号室)に設置する。また、略称を理工C連と称する。

第2条 (目的)

この規約は、学友会に加盟し理工学部で活動している部会サークルが、互いの活動を尊重しあい、自治と協調をはかることを目的とする。

第二章 組織

第3条 (構成部会)

本連合に加盟できる団体は、学友会に加盟し、中央大学理工学部キャンパスで活動する、本連合に加盟意思のある部会とする。

第4条 (常任委員会)

本連合は、必要最低限、委員長、副委員長、総務を各一名おく。また、必要に応じて役員を設置することができる。

第5条 (総会)

下記のとおり、総会を定める。

第1項 総会の本連合の最高議決機関とし、年に二回、4月と12月に行う。また、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

第2項 総会の成立は、各部会代表者の出席の過半数とする。議決は満場一致を原則とするが、必要なときには出席部会の多数決の過半数をもって行う。また委任状は総会の成立に有効であるが、多数決の際にはその機能を有しない。

第3項 総会では、役員を選任、本連合の活動方針、また本連合への加盟希望団体への加盟議決、また必要な議決事項を行う。

第6条 (常任委員会)

第1項 常任委員会は、委員会が運営するにあたっての会議の場とする。

第2項 総会への議題提出には、常任委員の議決を経由しなければならない。

第3項 常任委員会は、通常の本連合の運営、維持、調整、仲介を必要などきに行う。

第7条 (理工連盟との関係)

下記のとおり、理工連盟との関係を定める。

第1項 理工連盟加盟部会は原則として理工サークル連合に加盟する。

第2項 理工連盟は、理工サークル連合に理工連盟所有の備品の利用を許可する。

第3項 本連合が大学との交渉が必要であるとき、理工連盟委員長が当連合の窓口となって交渉に当たる。

第三章

第8条 (企画)

本連合は、年度当初に行われる新入生へのサークル説明会の企画を行う。

第9条 (利用)

本連合加盟部会は、下記の利用ができる。また、その権利を有する。

1. 理工サークル棟の利用
2. 理工連盟会議室
3. 倉庫
4. 理工連盟所有の備品の利用

第四章 加盟部会の義務

第10条 (提出書類)

加盟部会は、当年度委員長が定める書式の名簿を毎年度4月の総会までに提出しなければならない。

第11条 (規約と議決事項の厳守)

加盟部会は、規約および総会議決事項を厳守しなければならない。

第五章 規約

第12条 (細則)

本規約のもとにさらに、円滑な本連合の運営のために、細則を定めることができる。また、本規約において、処理しきれない問題や協議事項があるときは、理工連盟規約および学友会規約に準ずるものとする。

第13条 (規約の改正)

本規約を改正するときは、総会の議決に従う。また、時代と現状に本規約が適応しないと判断したときは、改正を行い、本規約を発展させることが望ましい。

第六章 会計

第14条 (会計)

原則として、本連合は会計機能を持たない。しかし、過去において蓄積された資金の運営は委員長が責任を持つ。会計行為を行うときは、常任委員会および総会に報告しなければならない。

第七章 補則

第15条 (歴史の尊重)

本連合は、平成7年6月に抜本的な規約改正と組織編成を行ったが、それまでの本連合を築いてきた歴史は、尊重しなければならない。

第16条 (加盟と除名)

本連合への加盟を希望する団体の可否についての基準は、学友会規約、公認申請等に関する審議会規約、公認申請等に関する審議会規約細則、理工連盟規約を参考とし、現在の加盟部会との協調がとれる部会と本連合総会で判断したとき、認めるものとする。また、除名については、加盟部会の事実上の組織の崩壊、活動の停止、および第17条に該当する時、その進退を総会で議決するものとする。

第17条 (罰則)

本連合の秩序を乱し再三の警告を行っても改善されないときは、本連合は被部会に対して罰則を行使するものとする。また、本連合との信頼関係を保つことができないときは、本連合との除名や理工サークル棟からの追放もあり得る。

附則

1. 平成 7 年 6 月 26 日の理工サークル連合総会において全面的改正された本規約は、平成 7 年 7 月 7 日から、これを施行する。これに伴い、新たに本連合加盟希望の部会を、各部会の名簿提出によって加盟意思の確認とする。
2. 平成 19 年 4 月 26 日の理工サークル連合総会において改正された本規約は、同日よりこれを施行する。
3. 平成 23 年 1 月 20 日の理工サークル連合総会において改正された本規約は、同日よりこれを施行する。